

丹監委第 82 号
令和4年3月23日

請求人 XXXXXXXXXX 様

丹波市監査委員 竹 村 安 彦

丹波市監査委員 垣 内 廣 明

住民監査請求に伴う審査結果について

令和4年2月24日付け丹監委第48号で受付した住民監査請求については、要件審査の結果、別紙決定書のとおり決定したので通知します。

住民監査請求に係る決定書

第1 主 文

請求人 丹波市 [REDACTED] [REDACTED] 氏の丹波市シカの有効活用処理施設設置補助金（以下「本補助金」という。）に係る令和4年2月24日付け住民監査請求は、これを却下する。

第2 理 由

請求人は、本件請求において、本補助金の交付対象が3者以上の構成員で組織されている団体であることが本補助金交付要綱上に定められているにもかかわらず、構成員が2者となり、交付対象外となった団体に対しても補助金を交付している行為が、違法または不当な公金の支出にあたりと主張している。

地方自治法第242条第1項は、住民が、市長等又は市の職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときに、監査委員に監査を求め、市の被った損害に対して必要な措置を講じることが出来る住民監査請求について規定している。また、同条第2項は、「前項の規定による請求は、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」として、期間制限について規定している。

本補助金の支出については、平成25年10月15日に26,000,000円の補助金交付決定通知を行い、そのうちの6,000,000円を平成25年11月15日に、20,000,000円を平成26年5月15日にそれぞれ支払われており、本補助金の支払い以後に構成員数の変更があったとしても、本件請求日は財務会計上の行為のあった日から1年の請求期限を経過している。また、請求期限を経過していることについての正当な理由の主張もない。

また、請求人は、市が本補助金を交付し続けているとも取れる主張をしているが、団体に対しての本補助金の支払いは、前述の平成25年11月15日及び平成26年5月15日であり、それ以降に本補助金が支払われた事実はない。

なお、「住民監査請求は、その対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示してしなければならない。」（最高裁平成2年6月5日（行ツ）第68号）との判例があるところ、本件請求書及び事実証明書には、本補助金以外の補助金について、財務会計上の行為等を個別的、具体的に摘示しているものはなかった。

さらに、請求人は、本件における監査の対象として、本補助金以外に本補助金の交付団体に関すること及び市の事務執行に関する不当性等につい

でも主張している。

しかしながら、これらの点は、地方自治法第 242 条第 1 項における監査の対象に該当しないものである。

よって、本件請求は、地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の要件を具備しておらず、不適法な請求であり、主文のとおり決定する。